

地方独立行政法人くらて病院建設基本設計業務委託プロポーザル実施要領

1. プロポーザルの概要

(1) 名称

地方独立行政法人くらて病院建設基本設計業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 主催者

地方独立行政法人くらて病院

(3) 実施方式

公募型プロポーザルとする。

(4) 目的

地方独立行政法人くらて病院整備基本構想に沿った新病院を建設することによって、病院機能の強化を目指す必要があるため、新病院の設計を委ねるにふさわしい設計者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するものである。

(5) 選定方法

地方独立行政法人くらて病院建設基本設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を経て最適任者1者及び次席者1者を選定する。

(6) 留意点

プロポーザルは、与えられた条件下において参加者の企画提案に対する的確性、創造性、実現性や取組意欲、審査員からの質問に対する回答などを評価することにより、設計業務受託候補者を決定するためのものである。したがって、新病院の設計にあたり、設計業務受託者の提案内容を変更することがある。

(7) 事務局

地方独立行政法人くらて病院 庶務課

〒807-1312

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2425番地9

TEL 0949-42-2860

FAX 0949-42-4397

E-mail syomu@kurate-hp.com

2. プロポーザルの日程

区分	項目	期日
第一次審査	参加希望者の募集公表（公告）	平成 30 年 4 月 27 日（金）
	第 1 回質疑締切	平成 30 年 5 月 8 日（火）
	第 1 回質疑回答	平成 30 年 5 月 14 日（月）
	参加事業者の受付締切 （第一次審査書類の提出締切）	平成 30 年 5 月 18 日（金）
	第一次審査（書類審査）	平成 30 年 5 月 24 日（木）
	第一次審査（書類審査）結果通知	平成 30 年 5 月 25 日（金）
第二次審査	現場説明会	平成 30 年 5 月 29 日（火）
	第 2 回質疑締切	平成 30 年 5 月 30 日（水）
	第 2 回質疑回答	平成 30 年 6 月 5 日（火）
	企画提案書の提出期限	平成 30 年 7 月 10 日（火）
	第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成 30 年 7 月 21 日（土）
	第二次審査結果通知	平成 30 年 7 月 23 日（月）
	契約締結	平成 30 年 8 月 3 日（金）

3. 参加資格

（1）参加資格

- ① 地方独立行政法人くらすて病院契約規程（以下「契約規程」という。）第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 契約規程第 4 条第 2 項に規定する平成 29 年度の入札参加資格登録を得ていること。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始が決定されていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げるものに該当しないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を有すること。
- ⑥ 総括責任者及び建築主担当者においては、前号の資格に係る実務経験が 10 年以上であること。
- ⑦ 福岡県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有し、当該事業所が本社以外である場合は、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から支社長又は営業所長等の代理人に委任されていること。
- ⑧ 平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した病院（許可病床数が 200 床以上又は延べ床面積 13,500 m²以上の病院の新築に限る）の基本設計又は実施設計の受託実績を有すること。

4. 参加不適格者及び欠格条項

- (1) 次の者は本プロポーザルに参加できない。
- ① 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）
 - ② 選定委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組織及び当該組織に所属する者
 - ③ くらて病院の役職員（関係者）
 - ④ 選定委員の研究室に所属する者
- (2) 参加事業者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ① この本実施要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - ② 参加事業者が複数の提案をした場合
 - ③ 予め届出を行った者以外の者がプレゼンテーションを行った場合。ただし、急病等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
 - ④ その他本実施要領に定める手続及び方法等を遵守しない場合

5. 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者及び建築、構造の各主担当者は一級建築士であること。
- (2) 電気設備及び機械設備の各主任技術者は、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、法による登録を受けている者）又は一級建築士であること。
- (3) 総括責任者は、主担当者を兼任しないこと。また、各主担当者は他の分担業務分野の主担当者を兼任しないこと。
- (4) 総括責任者及び建築者担当者は、許可病床数が 200 床以上又は延床面積が 13,500 m²以上の病院の新築の基本設計又は実施設計業務について、平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した病院にかかわる業務の受託実績を有すること。

※ 総括責任者は、本設計業務全般の業務管理及び総括を行うものとする。

※ 主担当者は、総括責任者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

※ 「分担業務分野」の分類は次のとおりとする。

	業務内容
建築	平成 21 年国土交通省告示第 15 号における別添一、1、一、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの
構造	同上(2)構造に係るもの
電気設備	同上(3)設備の(i)電気設備に係るもの
機械設備	同上(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等に係るもの

6. 委託業務及び施設整備計画

- ・地方独立行政法人くらはて病院整備基本構想及び地方独立行政法人くらはて病院建替整備計画に沿った基本設計業務。
- ・建設予定の造成設計業務及び開発行為等の関係法令等に基づく各種申請手続き等業務（手数料含む）。

(1) 建設予定地の概要

① 建設予定地の場所

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2 2 2 6 外

② 建設予定地面積

約 2 1, 2 0 0 m²

③ 用途地域および地区等

第一種中高層住居専用地域（一部 第一種住居地域） 建ぺい率：60%、容積率：200%

(2) 費用

基本設計費 7 0, 0 0 0 千円 以内（税込）

実施設計費・監理費 1 5 2, 0 0 0 千円 以内（税込）

建築工事費 5, 4 0 0, 0 0 0 千円 以内（税込）

基本設計費は、基本設計及び造成設計の予算限度額を示すものである。

工事費は、建物本体（付帯施設含む）の予算限度額を示すもので、可能な限り工事費削減ができるような提案を望むものである。

(3) 事業スケジュール

① 基本設計：契約締結の日から 8 か月（予定）

② 現時点で、工事着工は平成 31 年秋、新病院の竣工は平成 33 年 3 月 31 日とする。ただし、可能な限り前倒しできるように、今後継続して検討を行う。

(4) 実施設計及び監理業務に関する発注方式について

受託事業者が本業務を誠実に履行した場合は、実施設計及び監理業務を随意契約する場合もある。

7. 参加表明等の手続き（第一次審査）

(1) 実施要領の配布

① 配布書類

ア 地方独立行政法人くらはて病院建設基本設計業務委託プロポーザル実施要領（本資料。以下「実施要領」という。）

イ 地方独立行政法人くらはて病院建設基本設計業務委託プロポーザル様式（以下「様式」という。） 1～6

ウ 地方独立行政法人くらはて病院建設設備基本構想（平成 29 年 2 月）（以下「基本構想」という。）

エ 地方独立行政法人くらすて病院建替整備計画（以下「整備計画」という。）

② 配布期間

平成 30 年 4 月 27 日（金）から平成 30 年 5 月 18 日（金）まで

③ 配布場所

地方独立行政法人くらすて病院ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加表明

① 提出書類

以下の書類を正本 1 部および副本（写し可）15 部提出すること。

※ア及びイについては、正本 1 部のみでよい。

ア 参加資格確認申請書（様式 1）

イ 事務所概要（様式 2）

ウ 事務所の業務実績（様式 3）

エ 総括責任者の経歴（様式 4）

オ 建築主担当者の経歴（様式 5）

カ 構造、電気設備及び機械設備主担当者の経歴（様式 6）

② 提出期間

平成 30 年 5 月 14 日（月）から平成 30 年 5 月 18 日（金）

③ 提出場所

1. (7) に掲げる事務局

④ 提出方法

持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

(3) 上記 (1) から (2) の事務取扱時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

郵送の場合は平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 4 時 30 分までに必着とする。

(4) 質問書の提出

参加資格確認申請書等の作成又は提出に関し質疑があるときは、次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

① 提出書類

質問書（様式 7）

② 提出期間

平成 30 年 4 月 27 日（金）から平成 30 年 5 月 8 日（火）正午まで

③ 提出場所

1. (7) に掲げる事務局

④ 提出方法

電子メールにて Microsoft Excel ファイルで提出すること（PDF 等に変換しないこと）。

なお、電話での質問には応じない。

⑤ 回答方法

質問書に対する回答は、平成 30 年 5 月 14 日（月）午後 1 時までに、地方独立行政法人くらはて病院ホームページに公表する。

8. 企画提案書の提出（第二次審査）

（1）現場説明会

① 申込み

第一次審査通過者で（以下「通過者」という。）、現場説明を希望する者は、1. (7)に掲げる事務局まで申し出ること。

② 実施方法

ア 日時：平成 30 年 5 月 29 日（火）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで（予定）

イ 集合場所：鞍手町中央公民館駐車場（詳細は別途連絡）

ウ 人数：1 参加事業者あたり 2 人以内。

※気象条件等により、日時の変更や中止の場合がある。

（2）各種書類の配布

① 配布書類

ア プロポーザル様式 7～9

イ 敷地測量図（1. (7) に掲げる事務局で閲覧）

ウ 地盤調査報告書（1. (7) に掲げる事務局で閲覧）

② 配布期間

平成 30 年 5 月 25 日（金）から平成 30 年 5 月 30 日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

③ 配布場所

①のアからエまでについては、通過者に対して、1. (7)に掲げる事務局にて配布及び閲覧を実施する。

④ 事務取扱時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

（3）企画提案書の作成及び記載上の留意事項

実施要領のとおり。

（4）企画提案書の提出

① 提出書類

以下の書類を正本 1 部および副本 15 部提出すること。

※①及び④については、正本 1 部のみでよい。

ア 企画提案書 鑑（様式 8）

イ 業務の実施方針（様式 9）

ウ 課題に対する提案（様式 10）

エ 参考見積（様式 11） 予算の範囲内とし契約時に双方協議の上契約を締結する。

② 提出期間

平成 30 年 6 月 5 日（火）から平成 30 年 7 月 10 日（火）まで

③ 提出場所

1. (7) に掲げる事務局

④ 提出方法

持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

⑤ 事務取扱時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

郵送の場合は平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 4 時 30 分までに必着とする。

(5) 質問書の提出

企画提案書の作成又は提出に関し質疑があるときは、次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

① 提出書類

質問書（様式 7）

② 提出期間

平成 30 年 5 月 25 日（金）から平成 30 年 5 月 30 日（水）正午まで

③ 提出場所

1. (7) に掲げる事務局

④ 提出方法

電子メールにて Microsoft Excel ファイルで提出すること（PDF 等に変換しないこと）。
なお、電話での質問には応じない。

⑤ 回答方法

質問書に対する回答は、平成 30 年 6 月 5 日（火）午後 4 時まで、全ての参加事業者に対し電子メールにより一斉回答する。回答を受信した場合は、受信確認のため当該メールに返信すること。

9. プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時

平成 30 年 7 月 21 日（土）

午前 10 時から、指定された 40 分間（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 25 分）

(2) 場所

地方独立行政法人くらすて病院 第 1 会議室（予定）

(3) 留意事項

① プレゼンテーション及び質疑応答の詳細は、別途通知する。

② プレゼンテーション及び質疑応答の出席者は、総括責任者、建築主担当者を含む 3 人

以内とする。(スライド機器の操作者含む)

- ③ プレゼンテーション及び質疑応答で求める内容は、企画提案者の記載内容に関する説明及び選定委員からの質疑に対する回答とする。プレゼンテーション及び質疑応答時の内容についても、企画提案書と同様に参加事業者からの提案事項として取り扱う。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答に際して、会場にスクリーン等を用意するので、投影による説明を可とする(プロジェクタ等その他必要な機器等は持参すること)。ただし、使用する説明資料は提出された企画提案書の内容のみとする。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は当日朝に抽選により決定する。

10. 審査及び結果の通知

(1) 第一次審査及び結果の通知

- ① 選定委員会において、参加希望者から提出された参加資格確認申請書等を書類審査し、通過者を上位から順に5名程度(ただし参加希望者が4者以下であった場合を除く。)選定する。
- ② 選定結果は電子メールで通知する。

(2) 第二次審査及び結果の通知

- ① 参加事業者を対象に、企画提案書を用いてプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。選定委員会において、内容を総合的に評価した上で、最適任者及び次席者を決定する。
- ② 審査結果は電子メールで通知する。

(3) 審査結果の公表

最適任者、次席者の講評を、くらて病院ホームページで公表する。

(4) 評価基準

【第一次審査】

提出された書類について、下記評価項目・評価基準・配点にて審査し、通過者を選定する。

評価項目		評価基準		配点		
事業者の実績・業務実施体制	同種・類似業務の受託実績	同種・類似業務の受託実績を評価する。(最大5件)		30点		
		同種業務	6点			
		類似業務	3点			
事業者の実績・業務実施体制	業務担当者の資格・経験年数等	本業務に従事する総括責任者(管理技術者)及び各分野の担当資格・経験年数及び専任制を評価する。			20点	
		総括責任者(管理技術者)	一級建築士の資格を有して業務に従事した期間÷5	4点		
		建築主担当者(設計監修)	一級建築士の資格を有して業務に従事した期間÷5	4点		
		構造主担当者	構造設計一級建築士の資格を有して業務に従事した期間÷2	4点		
		電気設備主担当者	建築設備士及び技術士又は一級建築士の資格を有して業務に従事した期間÷2	4点		
		機械設備主担当者	建築設備士及び技術士又は一級建築士の資格を有して業務に従事した期間÷2	4点		
※計算により得られた値は点数を上限とする。 ※いずれも小数点以下は切り捨てる。						
(管理技術者)	同種・類似業務の設計実績	同種・類似業務の設計実績(最大5件) (同種・類似業務×責任係数×件数)			20点	
		同種業務	4点	類似業務		2点
		責任係数				
		総括責任者としての従事	1.0			
	主担当者としての従事	0.8				
	担当者としての従事	0.5				
※いずれも小数点以下は切り捨てる。						
(管理技術者)	受賞歴	担当した物件の受賞歴を評価する。			5点	
		同種業務での受賞歴あり	5点			
		類似業務での受賞歴あり	2点			
(設計監修)	同種・類似業務の設計実績	総括責任者の評価基準と同様。			20点	
	受賞歴	総括責任者の評価基準と同様。			5点	

※ 同種業務とは、指定された許可病床数及び延べ床面積が同等以上の病院建物を指す。

※ 類似業務とは、指定された許可病床数及び延べ床面積が下回る病院や病院以外の施設等の建物を指す。

【第二次審査】

提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、下記評価項目・評価基準・配点にて審査する。なお、第一次審査との合算による評価は行わないが、第二次審査の結果のみで優劣がつかない場合には第一次審査の結果を参考に選定する。

評価項目		評価基準	配点
「わたしのまちで安心・安全に過ごしたい」を応援する	災害時に拠点としての機能を発揮できる施設	各企画提案に対する的確性、創造性、実現性や取組意欲、審査員からの質問に対する回答などを評価する。	計 120点
	病院としての環境を堅持しながら、地域住民に開かれた施設		
	院内から四季を感じられる眺望や散策できる屋外エリアの提案		
	医療環境の変化に柔軟な対応が可能な施設及び現病院新館棟の活用方法の提案		
	限られた期間での建設、イニシャルやランニングコストの縮減策の提案		
	その他設計者としての提案		
業務担当者の取組意欲		プレゼンテーション能力、質疑に対する回答能力等を評価する。	20点
合計			140点

11. 選定方法

(1) 選定委員

8名

(2) 選定方法

- ① 第一次審査については合計点数により選定する。
- ② 第二次審査については選定委員がそれぞれの提案ごとに配点を行い、最高点及び最低点を除いた合計点数を得点とする。なお、各提案の得点が同点又は近似値となった場合は、対象提案のみの決選投票により決定する。その場合においては、第一次審査の結果も参考に選定する。

12. 契約手続き等

(1) 交渉・契約

- ① 選定結果にもとづき、地方独立行政法人くらはて病院事業管理者（以下「発注者」という。）と最適任者、次席者の順に契約の交渉を行う。契約額は見積金額を上限とする。

- ② この手続に参加した者が、鞍手町における指名停止措置または停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(2) 留意事項

- ① 本プロポーザルは、設計案ではなく、企画提案の的確性、創造性、実現性や取組意欲等を評価することによって、優れた設計者を選定するものであることから、受託者は、設計の内容について発注者と十分協議の上、業務を進めることとする。なお、受託者は発注者が新病院建設に関わり、医療情報システムベンダー、医療機器等のメーカー及びディラー、その他新病院建設の関係者等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- ② 本業務の実施にあたる総括責任者及び主担当者は、プロポーザル提出書類に記載された者とし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な場合はこの限りではない。また、発注者が、当該業務の担当者を不適切と判断したときは、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。

13. 提出書類の取扱い

(1) 著作権及び意匠

- ① プロポーザル提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- ② プロポーザルの中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得るものとする。第三者の著作物の使用に関する責は、使用者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

- ① 発注者はプロポーザル提出書類を保存及び記録し公表する権利を有するものとし、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他必要と認めるときは無償で使用できるものとする。この場合、提案者の名称を明示する。
- ② なお、プロポーザル提出書類その他の書類は返却しない。

14. その他の留意事項

(1) 経費の負担

プロポーザル提出書類の作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

- ① 手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- ② プロポーザル提出書類は、原則として提出者に無断で使用しない。
- ③ プロポーザル提出書類は、設計候補者の選定作業に必要な範囲内において、複製し

使用することがある。

- ④ プロポーザル提出書類のほか、本プロポーザルに関して次のいずれかに該当する場合には無効となる。
 - ア 実施要領及び作成要領に示された条件に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - カ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。
- ⑤ 本プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は本プロポーザル以外で使用・公表してはならない。また、本プロポーザル終了後も同様とする。
- ⑥ 選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- ⑦ 提出書類については地方独立行政法人くらて病院における鞍手町情報公開条例の施行に関する規程にもとづき公開対象となる。